

(1) 設立にいたる関係文書

① 自治労第20回定期大会運動方針（1970.8）

各地方の地方自治研究機関との提携をふかめ、本部でも地方自治研究センターの設置を検討するとともに、当面、出版事業等を通じて革新首長および革新的な学者、文化人との提携をすすめます。

② 自治労第5次組織強化長期計画樹立のための討議資料（1971.5）

地方自治研究常設センター（仮称）の設立

1) 設立の理由

自治労が地方自治運動の「政策審議会」的な役割を果たす必要性が、自治研運動の定着、市民運動の盛り上りによって、ますます増大してきた。地方自治運動、住民運動の要請に応えるべく「地方自治研究常設センター」（仮称）を設置する。

2) 事業

- i 資料の整備、調整、加工
- ii プロジェクトチームによる特別研究調査
- iii 講演会などの企画と開催
- iv 情報資料の発行

3) 設立の主体、性格、運営と機関

第1案：自治労が大部分の資金を拠出し、公開理事会方式により実質運営の主体となる。

第2案：自治労の附属機関とし、運営上外部の協力を求める。

4) 常設所員の配置

5) 資金配置

総額4～5千万円（基金2億円利子運用、会費1人5円）

6) 準備期間と発足の時期

1年間準備（準備金、資金500万円）、2年次発足

③ 組織強化委員会長期計画部会討議資料（1972.4）

地方自治研究常設センターの設立について（案）

1) 設置を必要とする理由（略）

2) 設立の主体

自治労が単独で設立する方式と総評、革新市長会、地方自治センター、革新的な研究者集団等幅広く参加を求めている共同設立とがある。

3) 性格

- i 自治労の附属機関として発足し、将来は法人組織として独立する。

（例）法律事務所、日教組の国民教育研究所

- ii ナショナルセンターとして社団法人として独立運営する。

4) 運営と機関

i の場合は自治労が主体で理事会と評議委員会を構成する。問題別に研究会議を設け業務運営にあたる。

ii の場合は公開理事会、評議委員会制として、自治労だけでなく総評、革新首長、学者などひろく社会的声望のある人材を求めて構成する。

(注) i の場合も1/2は学識経験者を充てる。

5) 常設所員の配置

少数の研究学者をもって充てる(助手、講師クラス)。

研究補助者は独自の採用と自治労本部書記採用がある。

6) 資金配置

両案はいずれにしても設立準備資金をふくめ自治労の負担となる。ii の場合は諸団体、機関、個人の共同出資がある。設置に当たっての資金確保が最大の問題となる。

(例) 自治労の特別会計(独算制とし自治労繰入金と出版物等の事業収入)

国民教育研究所(組合費プラス負担金)

7) 準備期間と発足の時期

i 本年8月大会で設立方針を設定し、準備委員会を発足させ、必要な予算措置を行う。

ii 発足は73年1月を目途とするが、組織強化委の答申を経て慎重に検討をはかること。

iii 中執討議で問題となった事項は、2)の設立主体、3)の性格論、6)の資金配置であり、基本的な態度を明らかにして取り組みこと。

④ 第22回定期大会運動方針(1972.8)

各地に設けられ、または設けられようとしている地方自治研究の常設機関との提携をふかめるとともに、本部に「地方自治研究センター(仮称)」を設置します。このセンターは、独自性を持った自治労の附属機関とします。

センターの当面の活動は、地方自治関係資料の収集整理、分析、および情報資料の定期発行をつうじて革新首長、議員および革新的な学者、研究者、文化人と提携をはかるとともに、各地の自治体闘争、自治労のたたかいを、調査、資料提供により援助することとします。

⑤ 自治労中央執行委員会の諮問案(1972.12)

地方自治総合研究所(仮称)の設立について

1) 趣旨

自治労は、過去15年にわたる地方自治研究活動(自治研)の経験のうえにたち、最近の新全総、日本列島改造論を根幹とする地方自治の制度上運営管理上および行財政面における危機にさいし、住民の立場で対決し、自治労加盟各組合はもちろん、革新自治体、革新地方議員団および民主的な地方自治関係団体、市民団体の強化発展に寄与するため、常設で強力な地方自治の総合研究機関を設置する。

2) 基本構想

i 設立の主体、性格

この研究機関は、近い将来、自治労その他の労働組合、革新市長、学者、研究者、文化人および地方自治研究機関ならびに住民運動の代表者などによる公開された理事会(財団または社団)により、革新陣営全体の地方自治研究の中軸として発展することを展望しながらも、当面は自治労の附属機関として、中央執行委員会の責任により設立、運営する。

ii 財源

この研究機関の財源は、新年度以降の自治労の重点事業とし、当面、自治労予算でまかなう。新年度必要経費は、別添資料(総額33,477,112円内訳略)のとおりである。

- iii 自治研究集会との関係
この研究機関は自治労の運動である地方自治研究活動（自治研）、同集会等とは別個のものとし、相互協力の立場をとるものとする。
 - iv 地方における地方自治研究機関との関係
この研究機関は、各地で設立され活動している地方自治研究機関の連絡情報機関として、協力をえることにより、相互研究体制を強化するものとする。
- 3) 運営機構
- i 運営委員会
中央執行委員会の内部に「運営委員会」を設け運営の責任を持つ。
運営委員は、5役、局長、自治研事務局長をもって構成し、中央執行委員長を委員長、自治研中央推進委員長を事務局長、自治研中央推進委員会事務局長を次長とする。
 - ii 自治労大会、中央委員会
この研究機関の年間基本活動計画および財政計画については、大会、緊急な事項については中央委員会において審議決定する。
 - iii 諮問委員会
この研究機関の活動を社会的に拡大し、運営強化を図るために、革新首長、革新議員、学者、研究者、文化人、労働組合、その他民主団体、住民運動代表者などから、運営委員会が委嘱した委員をもって、「諮問委員会」を構成する。
 - iv 予算
予算は、特別会計とし、通常の方法により運営するが、その取り扱いには運営委員会に委託するものとする。
- 4) 研究機関
- i 名称
地方自治研究センター（または地方自治総合研究所）とする。
 - ii 所在地
当面、自治労会館内におくこととし、機関体制が確立すれば都内に別途考慮する。
 - iii 研究体制
 - ア 研究機関は、基本方針および財政の総合運営の範囲内で、できるだけ民主的かつ自主的に研究活動を行うものとする。
 - イ 機関に研究部と事務部を設ける。
 - ウ 研究部は、当面、常任研究員3名、および非常任研究員若干名をもって構成し、研究員は、運営委員会が委嘱、任命する。
研究員は、計画されたテーマおよび自主的企画により研究に従事する。任期は3年とし再任をさまたげない。
常任研究員は常勤とする。
 - エ 事務部は、当面、事務長および職員2名をおき、庶務、財政、資料、出版その他の事務を担当する。
事務長および職員は運営委員会が任命する。
 - オ 運営委員会は、研究員の中から「代表研究員」を選出する。代表研究員は研究機関を代表しその事務を掌理する。

カ 研究所に代表研究員が主催する「研究会議」をおく。研究会議は、研究員のほか、事務長、運営委員会事務局長、同次長をもって構成し、自治労が委託した研究テーマのほか年間研究活動などについて審議する。

「研究会議」と「運営委員会」の調整は、運営委員会事務局長が行う。

キ 代表研究員は、研究テーマの推進のため、期間を定め学者、研究者等による「協力研究者」を委嘱することができる。

ク 研究成果、資料の公表のため、機関誌『自治研究』（仮称）を発行する。

⑥ 組織強化委員会答申（1973.2）

「地方自治研究センター（仮称）」の設立について

中央執行委員会から諮問のあった標記について、本委員会で審議してきましたが、地方自治をめぐる諸情勢および将来を考慮し、別紙原案を基準にして同センターを設立することは適切であります。なお、設立にあたっては、下記事項に留意されることを付記して答申します。

記

- 1) 各県本部、単組の機関会議で検討を深めるため、第23回臨時大会に原案を提起し、第24回定期大会で結論を出し、1973年10月に発足させること。
- 2) 設立に必要な財政措置を確立し、機関討議と並行して準備活動を強化すること。
- 3) 「代表研究員」は同センターを代表するものであり、その選任にあたっては慎重を期すことは当然であるが、10月発足時まで選任準備を完了すること。また、事務局長は、自治労組織と同センターとの関係を示すものであることから自治労組織内から選任すること。
- 4) 自治研活動との関係について、自治研運動発展の立場で明確にすること。このことは、同センターの評議員会の構成も関連して検討されるべきで、今後、組織討議を深め機関にはかつて結論づけられるべきである。
- 5) 各県本部、単組の機関討議を促進するため、同センターの設立趣旨、事業内容、各県本部に設置されている地方自治研究機関との関係、自治研活動との関係についての解説書を作成すること。

⑦ 自治労第23回臨時大会（1973.3）

（大会に提起された議案は、資料⑤の本部諮問案および資料⑥の組織強化委員会答申に、答申に至るまでの経過を付加したもの）

この臨時大会では3人の代議員から、大要、次のような意見が出された（大会議事録より要約）。

- i 自治労の立場で運営していくことは理解できるが、地方の分野での革新統一戦線の構築を目指していく方向を明確にすべきだ。
- ii 統一戦線を目指す役割は革新政党が担うべき任務であり、労働組合がその提言をしていくとしても、この研究所は自治労の附属機関としての明確な組織責任を持つものとすべきだ。
- iii 基礎研究をきちんと行うとともに、自治体改革のあり方などのテーマについて研究を行ってほしい。
- iv 各地の地方自治研究センター等の関係をどのように求めていくのか、共同研究も追求してほしい。

⑧ 自治労第24回定期大会運動方針（1973.8）

自治体における革新勢力の事実上の中核としての責任から、将来は公開、独立した機関として地方自治総合研究所を当面自治労の外部機関として10月中に設置し活動を開始します（基調部分）。

自治労の附属機関として整備を進めています地方自治総合研究所を今秋に設立します。自治研15

年にわたる運動の積上げと100万自治労の社会的役割から常設研究所が必要となり、70年代の地方自治の確立をめざすものです。将来は革新陣営全体の研究・調査機関としての機能を果すべく運営につとめます。自治研推進活動や全国集会とは別個の運営体としますが、調査、研究を通じて相互に協力し、各地に設けられた地方常設センターとは連絡を密接にして全国の自治体闘争、自治労のたたかいを、調査、資料提供により援助することとします。

(この運動方針のほかに、別号議案として「地方自治総合研究所の設立について(案)」が提起されたが、①名称を「地方自治総合研究所」に確定したこと、②設立の日程を10月15日としたこと、のほかに資料⑤と同様なので省略した。なお、このほかに研究所規程等が参考として添付された)。

⑨ 開所式「研究所のしおり」(1974.3)

《研究所の構想 — 「現代行政と地方自治」という視点から》

研究所設立の趣旨と目的にそって研究活動をすすめるにあたっては、「現代行政と地方自治」という普遍的な視点から論点をしばっていくことにしています。それは、国と地方をつうずる現代行政のなかでの地方自治の意義やあり方をさぐるということできなければ、ほんとうに地方自治の意義やあり方が明らかにされず、まして現状改革の方向を明らかにすることができないと考えるからです。

研究をすすめるにあたっては、①地方自治制度、②地方財政制度、③地方公務員制度、④総合計画と広域行政、⑤土地問題、の5つの部門で、それぞれについて大プロジェクトを設定し、関連諸科学の研究者のご協力をえることにしています。

他に小プロジェクトとして、①地方自治法コメンタール、②地域政治の理論動向についても、研究をすすめることにしています。

《研究所の機能 — 資料センター、クリアリングハウスとして》

当研究所は、研究活動をすすめるにあたっても、中央・地方の地方自治に関連する調査研究機関と協力し合うこととしていますが、とくに、特色のある資料整備をはかるなかで、資料センター、クリアリングハウスの機能を果たしたいと念願しております。

そのため、①視覚資料(スライドなど)の作成、②統計図表の系統的整備、③文献目録の作成、④研究員教育、⑤人材養成を年次計画をたてて、研究活動の進展にみあってすすめます。とくに、内外の主な政党・団体の地方自治にかんする政策・プログラムや各種調査研究機関の資料の整備をはかります。

(2) 地方自治総合研究所 規程

第1章 総 則

(規程設置の目的)

第1条 この規程は、自治労規約第30条の3にもとづいて設置される地方自治総合研究所の運営について定める。

(研究所の所在地)

第2条 この研究所は、東京都内におく。

(研究所の目的)

第3条 この研究所は、地方自治にかんする研究調査活動をつうじて、住民自治の確立と、自治体労働者

の運動の前進に寄与することを目的とする。

(研究所の事業)

第4条 この研究所は、前条の目的を達成するため、つぎの事業をおこなう。

- ア 地方自治にかんする研究・調査
- イ 住民運動、自治体闘争にかんする研究・調査
- ウ 地方自治にかんする情報資料の収集管理
- エ 定期刊行物の発行および情報資料の提供
- オ 各種講演会、シンポジウム、研究会の開催
- カ その他前条の目的を達成するために必要な事業

第2章 運営委員会

(運営委員会の設置)

第5条 この研究所の管理運営のために、運営委員会をおく。

(運営委員会の構成ならびに運営)

第6条 運営委員会は、中央執行委員長および自治労中央執行委員会において選出された委員5名で構成する。

- 2 運営委員会に委員長をおき、中央執行委員長をもってあてる。
- 3 運営委員会に庶務担当および研究担当の委員をおく。
- 4 前項の委員は運営委員長が任命する。
- 5 運営委員会は、中央執行委員会にたいして責任を負う。
- 6 運営委員会の運営については、別に定める。

第3章 研究員

(研究員)

第7条 この研究所に研究員をおく。

- 2 研究員は、運営委員会が任命する。
- 3 研究員の任期は3年とする。ただし再任を妨げない。

(代表研究員)

第8条 代表研究員は、この研究所を代表する。

- 2 代表研究員は研究員の中から運営委員会が任命する。
- 3 代表研究員は、運営委員会および諮問委員会に出席して意見をのべることができる。

第4章 研究所会議

(研究所会議の設置)

第9条 この研究所に、代表研究員の主宰する研究所会議をおく。

(研究所会議の構成)

第10条 研究所会議は、研究員、運営委員会の代表者および研究所事務局の事務長で構成する。

- 2 運営委員会の代表者は、管理運営事項については庶務担当委員、自治研活動との調整事項については研究担当委員とする。

(研究所会議の任務)

第11条 研究所会議は、研究事業計画にもとづき、研究調査など研究所の活動について審議決定する。

第5章 諮問委員会

(設置および構成)

第12条 この研究所の運営について広く各界の助言をえるため、諮問委員会をおく。

2 諮問委員は若干名とし、運営委員会が委嘱する。

(任期)

第13条 諮問委員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

第6章 研究所事務局

(研究所事務局)

第14条 この研究所の事務を処理するため事務局をおく。

(事務局の構成および職員の任命)

第15条 研究所事務局に事務長および職員をおく。

2 事務長および職員は、運営委員会が任命する。

3 代表研究員は事務長および職員の任命について運営委員会に意見をのべることができる。

(事務長)

第16条 事務長は、代表研究員の指示をうけて、研究所の事務を処理する。

第7章 自治労機関との関係

(自治労機関との関係)

第17条 運営委員会は、毎年7月、研究の運営にかんする大綱、研究事業計画および予算について、研究所会議の意見をきき、中央執行委員会に原案を提出しなければならない。

2 中央執行委員会は、前項の原案にもとづき、議案を定期大会に提出しなければならない。

3 年度中途における運営大綱、研究事業計画および予算の変更は、前2項の手続により中央委員会の議をへなければならない。

第8章 財政

(費用)

第18条 この研究所の費用には、自治労支出金および事業その他の収入をあてる。

(会計)

第19条 この研究所の会計については自治労会計規則を準用する。

第9章 雑則

(規程の改廃)

第20条 この規程の改廃は、自治労中央委員会の議をへなければならない。

(細則)

第21条 この規程に定めるもののほか、研究所の運営に必要な事項は、運営委員会が定める。

(実施)

第22条 この規程は、1973年9月2日から実施する。

附則

- 1 この改正規程は、1978年9月2日から実施する。
- 2 この改正規程は、1981年12月11日から実施する。

(3) 財団法人 地方自治総合研究所 設立趣意書

21世紀を目前に世界は新たな変貌をとげようとしている。

冷戦構造の終焉は、対立から協調へと世界の流れを大きく変え、わが国においても政治体制の急速な変化とあいまって、市民主権を基本とする社会システムへの合意に向けての模索が始まった。

こうした変化の中で、国の任務を限定し、自治体が果たす役割の重要性が強調されている。グローバルにみても、国境の意味が後退し、地域とそこに生活する人々が浮かび上がってきた。21世紀のグランドデザインは、いきいきとした生活空間としての地域であり、その地域の政治、経済、文化を自立させる市民自身の自己統治として描かれる。戦後50年、わが国は永い平和とそれ故の経済成長により、成熟した社会へ移行しつつあるが、この成熟社会のビジョンの中心に位置する概念と運動が地方自治であるといっよい。

しかし、地方分権が語られ、市民主権が望まれているにもかかわらず、その具体像はいまだに不明瞭である。自治体への後見的な国の行政は現実に存在しつづけ、自治体自身にもこれに依存する傾向がいまだに見うけられる。また、一極集中と過疎化の両極化は解決されておらず、他方で少子高齢化による高齢社会は確実に進行していることから、個別自治体の未来は深刻なものがあり、大都市と地方の対立をはじめ、直面する問題も多い。

他方、地方自治の担い手である市民の意識や価値観は多様化し、家族、企業、地域社会を通して、新しい共生関係があらわれはじめ、このライフスタイルの変化はまた、地域に新しい地方自治の担い手を生み出しつつある。この動きは、旧来の地域政治の中でイニシアティブを有していた人々との競争的関係を創りだし、市民の自己統治へ向けたダイナミズムを形成する可能性を秘めている。

こうした変化を見据え、変化に挑戦していくこと、そのために自治と分権のビジョンを明確に描き出し、制度として実現していく努力、このことが、いまによりも求められているものではなからうか。

地方自治総合研究所は、1974年3月、自治労の研究機関として設立された。研究所は、以来20年にわたって、地方自治に関して民主的な立場にたって、長期的かつ総合的な理論研究を軸としつつ、地方自治制度改編の動向や自治の新しい政策課題についての応用研究を進めてきた。これらの研究は、地方自治法の逐条解釈をはじめ、公務員制度、財政制度の論点整理と改革への提言、あるいは福祉政策、住宅政策、環境政策、情報政策など自治体政策分野の調査研究としてまとめられ、わが国の地方自治研究の発展に貢献してきた。また、地方自治に係わる資料センターとしての機能を充実させるとともに、地方自治に関心を持つ各界の研究者の交流の場を提供させてきたところである。

いま、時代の転換期にあたって、こうした研究所の活動の歴史と成果を引き継ぎ、さらに自治と分権の具体的ビジョンを描き、その実現へのプロセスを具体的に明らかにしていくことは、わが国の今後の進路を示すものとして、広く市民的利益に繋がっていくものである。

このため、「地方自治総合研究所」を発展改組し、広く市民的視点にたって、地方自治に係わる内外の政治、経済、社会、労働、文化等の問題に関して調査研究し、その成果に基づいて、国、地方にわたる行財政制度改革の政策提言を行い、もって地方自治研究の発展に貢献するとともに、市民による地方自治の確立と地域社会の振興に寄与することを目的として、「財団法人地方自治総合研究所」を設立しようとする。

るものである。

平成6年12月16日

設立発起人代表	後藤 森重		
設立発起人	佐藤 竺	佐藤 英善	
	今村都南雄	佐藤 康英	
	萩尾 七夫	鈴木 英幸	
	峰崎 直樹	寄本 勝美	
	池田 省三		

(4) 財団法人 地方自治総合研究所 寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 本財団は、財団法人地方自治総合研究所と称する。

(事務所)

第2条 本財団は、主たる事務所を東京都千代田区六番町1番地におく。

2 本財団は、理事会の議決を経て、従たる事務所を必要な地におくことができる。

(目的)

第3条 本財団は、地方自治にかかわって、内外の政治・経済・社会・労働・文化などの問題に関して調査研究し、国・地方にわたる行財政制度改革のための提言を行い、もって自治制度研究の発展に貢献するとともに、市民による地方自治の確立と地域社会の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本財団は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地方自治に関する調査・研究
- (2) 前号の調査・研究に基づく国民的視点に立った政策提言
- (3) 地方自治に関する調査・研究の受託
- (4) 地方自治に関する情報・資料の収集および提供
- (5) 地方自治に関するシンポジウムなどの開催
- (6) 地方自治に関する国際的な研究交流
- (7) 前各号に関する図書・紙誌などの刊行
- (8) その他本財団の目的を達成するために必要な事業

第2章 財産および会計

(財産の構成)

第5条 本財団の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 財産から生じる収入
- (3) 寄附金品

- (4) 事業にともなう収入
- (5) その他の収入

(財産の種別)

第6条 本財団の財産は、基本財産および運用財産とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会において運用財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第7条 本財団の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

2 基本財産のうち、現金は、郵便官署若しくは銀行などへの定期預金、信託会社への信託、または国債、公社債の購入など安全確実な方法で保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、または担保に供することができない。ただし、本財団の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決および評議員会の同意を経、かつ、総務大臣の承認を得て、その一部を処分し、またはその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 本財団の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画および収支予算)

第10条 本財団の事業計画およびこれにともなう収支予算に関する書類は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決および評議員会の同意を経て、総務大臣に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第11条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告および収支決算)

第12条 本財団の事業報告および収支決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表および財産目録などとして作成し、監事の監査を受け、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決および評議員会の同意を経て、その会計年度終了後3ヵ月以内に総務大臣に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更のあったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(収支差益の処分)

第13条 本財団の収支決算に差益が生じた場合において、繰り越した差損があるときはその補填に充て、なお差益があるときは理事会において理事現在数の3分の2以上の議決および評議員会の同意を経て、その全部若しくは一部を基本財産に繰り入れ、または翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第14条 本財団が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入額を上限とする借入金であって

返済期間が1年以内のものを除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決および評議員会の同意を経、かつ、総務大臣の承認を得なければならない。

(義務の負担および権利の制限)

第15条 予算で定めるものを除き、本財団が新たに義務を負担し、または権利を放棄しようとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決および評議員会の同意を経、かつ、総務大臣の承認を得なければならない。

(会計年度)

第16条 本財団の会計年度は、毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

第3章 役員

(種類および定数)

第17条 本財団に、次の役員をおく。

理事 10人以上15人以内

監事 3人以内

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長、3人以内を常務理事とする。

(選任など)

第18条 理事および監事は、評議員会において選任する。

2 理事は、互選により、理事長、副理事長および常務理事を選任する。

3 理事、監事および評議員は、相互にこれを兼ねることができない。

4 理事のいずれか1名とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

5 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。

6 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくそのむねを総務大臣に届け出なければならない。

7 監事に異動があったときは、遅滞なくそのむねを総務大臣に届け出なければならない。

(職務)

第19条 理事長は、本財団を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐して本財団の業務を掌理し、理事長に事故あるときまたは理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 常務理事は、理事会の議決に基づき、本財団の常務を処理する。

4 理事は、理事会を構成し、この寄附行為に定めるところにより、本財団の業務を議決し、執行する。

5 監事は、次の職務を行う。

(1) 財産および会計を監査すること。

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(3) 財産、会計および業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会および評議員会または総務大臣に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会および評議員会の招集を請求し、または招集すること。

(任期)

第20条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解 任)

第21条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会および評議員会において、それぞれ理事現在数および評議員現在数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- 2 前項の場合、理事会および評議員会において議決する前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬など)

第22条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 理事会

(構 成)

第23条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(権 能)

第24条 理事会は、この寄附行為に別に定めるものの他、本財団の運営に関する重要な事項を議決し、執行する。

(種類および開催)

第25条 理事会は、通常理事会および臨時理事会とする。

- 2 通常理事会は、毎年2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第19条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招 集)

第26条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第3項第2号および第3号に該当するときは、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。ただし、理事全員の承諾があるときは、この日数を短縮することができる。

(議 長)

第27条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。ただし、第25条第3項第3号の請求があった場合において、臨時理事会を開催したときは、出席理事の互選により議長を定める。

(定足数)

第28条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 理事会の議事は、この寄附行為に定めるものの他、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 理事会は、第26条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席理事の3分の2以上の議決があった場合は、この限りではない。
- 3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する理事は、当該事項について表決権を行使することができない。

(書面表決など)

第30条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第28条および前条第1項の規定の適用については、当該理事は理事会に出席したものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時および場所
 - (2) 理事の現在数
 - (3) 出席した理事の数および氏名（書面表決者および表決の委任者についてはそのむねを付記すること。）
 - (4) 審議事項および議決事項
 - (5) 議事の経過の概要およびその結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長の他、その会議に出席した理事のうちから選任された議事録署名人2人以上が署名、捺印しなければならない。

第5章 評議員および評議員会

(評議員)

第32条 本財団に、評議員10名以上20名以内をおく。

- 2 評議員は、理事会で選出し、理事長がこれを委嘱する。
- 3 評議員には、第20条、第21条ならびに第22条第2項および第3項の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるものは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第33条 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、理事長が招集する。
- 3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。
- 4 評議員会は、この寄附行為に定めるものの他、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。
- 5 評議員会には、第26条第3項および第28条から第31条までの規定を準用する。この場合において、こ

これらの条文中「理事会」および「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」および「評議員」と読み替えるものとする。

6 前各号に定めるものの他、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

第6章 顧問および参与

(顧問および参与)

第34条 本財団には、顧問および参与をおくことができる。

2 顧問および参与に関する事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第7章 事務局

(設置など)

第35条 本財団の事務を処理するため、事務局をおく。

2 事務局には、事務局長および所要の職員をおく。

3 事務局長および職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(備付け書類および帳簿)

第36条 本財団の主たる事務所には、常時次に掲げる書類および帳簿を備えておかななければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 理事、監事、評議員および職員の名簿および履歴書
- (3) 許可、認可等および登記に関する書類
- (4) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類
- (5) 収入、支出に関する帳簿および証拠書類
- (6) 資産、負債および正味財産の状況を示す書類
- (7) その他必要な書類および帳簿

第8章 寄附行為の変更および解散

(寄附行為の変更)

第37条 この寄附行為は、理事会および評議員会において、それぞれ理事現在数および評議員会現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、総務大臣の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第38条 本財団は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定による他、理事会および評議員会において、それぞれ理事現在数および評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、総務大臣の認可を得て解散することができる。

(残余財産の処分)

第39条 本財団が解散のときに有する残余財産は、理事会および評議員会において、それぞれ理事現在数および評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、総務大臣の認可を得て、本財団と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第9章 補 則

(委 任)

第40条 この寄附行為に定めるものの他、本財団の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、本財団の設立許可があった日から施行する。
- 2 本財団の設立当初の役員は、第18条第1項および第2項の規定にかかわらず、設立発起人会の定めるところとし、その任期は、第20条第1項の規定にかかわらず、平成8年9月30日までとする。
- 3 本財団の設立初年度の事業計画および収支予算は、第10条の規定にかかわらず、設立発起人会の定めるところによる。
- 4 本財団の設立初年度の会計年度は、第16条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成7年9月30日までとする。
- 5 この寄附行為の変更は、総務大臣の認可があった日から施行する。

(5) 公益財団法人 地方自治総合研究所 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人地方自治総合研究所（以下「本財団」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本財団は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

- 2 本財団は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目 的)

第3条 本財団は、地方自治にかかわって、内外の政治・経済・社会・労働・文化等の問題に関して調査研究し、国・地方にわたる行財政制度改革のための提言を行い、もって自治制度研究の発展に貢献するとともに、市民による地方自治の確立と地域社会の振興に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本財団は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地方自治に関する調査・研究
 - (2) 前号の調査・研究に基づく国民的視点に立った政策提言
 - (3) 地方自治に関する情報・資料の収集及び提供
 - (4) 地方自治に関するシンポジウム等の開催
 - (5) 地方自治に関する国際的な研究交流
 - (6) 前各号に関する図書、紙誌等の刊行
 - (7) その他本財団の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

(公告方法)

第5条 本財団の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 財産及び会計

(財産の種別)

第6条 本財団の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 本財団の目的である第4条に規定する事業を行うために不可欠な別表の財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会においてその他の財産から基本財産に繰り入れることを決議した財産

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

4 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産については、その半額以上を第4条の公益目的事業に使用するものとする。

(財産の管理)

第7条 本財団の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(基本財産の維持及び処分)

第8条 理事長は、基本財産について、その適正な維持管理に努めなければならない。

2 本財団の事業遂行上やむを得ない理由により、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、評議員会及び理事会において決議について特別の利害関係を有する評議員及び理事を除く評議員及び理事現在数の3分の2以上の決議を得なければならない。

(事業計画及び収支予算)

第9条 本財団の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（以下「事業計画書及び収支予算書等」とする。）については、毎事業年度開始前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 理事長は、前項に規定する事業計画書及び収支予算書等を毎事業年度開始の日の前日までに、行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第10条 本財団の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項第3号から第6号までの書類については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、前項中、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を得なければならない。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第11条 本財団が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その3分の2以上の決議を経なければならない。

2 本財団が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとする場合にあっては、前項と同様な手続を経なければならぬ。

(会計の原則)

第12条 本財団の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

(事業年度)

第13条 本財団の事業年度は、毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(評議員)

第14条 本財団に、評議員7人以上12人以内を置く。

(選任及び解任)

第15条 評議員の選任及び解任は、一般社団・財団法人法第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立さ

れ、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

(任期)

第16条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の
終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満
了する時までとする。

3 評議員は、第14条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新
たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第17条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準に
ついては、評議員会の決議を経て、別に定める。

第2節 評議員会

(構成)

第18条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第19条 評議員会は、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款に定めた事項に限り、決議をす
ることができる。

2 前項の規定にかかわらず、評議員会は、第21条第3項の書面に記載した目的である事項以外の事項に
ついては、決議することができない。

(種類及び開催)

第20条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種類とする。

2 定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

3 臨時評議員会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要としたとき。

(2) 評議員から、理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集
の請求があったとき。

(3) 前号の規定による請求をした評議員が、裁判所の許可を得て、評議員会を招集するとき。

(招集)

第21条 評議員会は、前条第3項第3号の規定により評議員が招集する場合を除き、理事会の決議に基づ
き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第3項第2号の規定に基づく請求があったときは、その日から6週間以内に評議員会
を招集しなければならない。

3 理事長(前条第3項第2号の規定により評議員が評議員会を招集する場合にあっては、当該評議員)
は、評議員会の日の1週間前までに、評議員に対して、評議員会の日時、場所、目的事項及び法令で定
める事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。

4 理事長(前条第3項第2号の規定により評議員が評議員会を招集する場合にあっては、当該評議員)
は、前項の書面による通知の発出に代えて、法令で定めるところにより、評議員の承諾を得て、電磁的
な方法により通知を発することができる。

5 第3項及び第4項の規定にかかわらず、評議員会は、評議員全員の同意があるときは、招集の手続き

を経ることなく開催することができる。

(議 長)

第22条 評議員会の議長は、会議の都度、出席した評議員の互選により定める。

(定足数)

第23条 評議員会は、この定款に別段の定めがある場合を除き、評議員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決 議)

第24条 評議員会の決議は、一般社団・財団法人法第189条第2項に規定する事項及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の決議により行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第29条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(評議員会の決議の省略)

第25条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき評議員（当該提案について特別の利害関係を有する評議員を除く者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(評議員会への報告の省略)

第26条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第27条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない。

2 議事録が書面をもって作成されているときは、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

3 議事録が電磁的記録をもって作成されているときは、法令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

(評議員会規則)

第28条 評議員会の運営に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会規則によるものとする。

第4章 役 員

(種類及び定数)

第29条 本財団に、次の役員を置く。

- (1) 理事 7人以上12人以内
 - (2) 監事 3人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長、3人以内を常務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、副理事長及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
- (選任等)

第30条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって選定する。
- 3 監事は、本財団の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 他の同一団体の理事又は使用人である者又はこれに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 6 理事又は監事に変更が生じたときは、2週間以内に変更の登記をし、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第31条 理事長は、本財団を代表し、その業務を執行する。

- 2 副理事長及び常務理事の権限は、理事会の決議を経て定める職務権限規程によるものとする。
- 3 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第32条 監事は、次に掲げる職務を行い、かつ監査報告を作成しなければならない。

- (1) 理事の職務の執行を監査すること。
- (2) 本財団の業務及び財産の状況を監査すること。
- (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に対し理事会の招集を請求すること。
- (6) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合は、その請求した監事は、理事会を招集すること。
- (7) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (8) 理事が本財団の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって本財団に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (9) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任 期)

第33条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の現任者の残任期間とする。

3 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

4 任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、退任した監事の任期の終了の時までとする。

5 この定款で定めた役員（理事及び監事をいう。）の定数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(解 任)

第34条 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合には、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の決議に基づいて行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第35条 理事の報酬等の額は、評議員会の決議によって定める。その支給基準については、評議員会の決議を経て、別に定める。

2 監事は、無報酬とする。

3 理事及び監事にはその職務を執行するために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、評議員会の決議を経て、別に定める。

(顧問及び参与)

第36条 本財団には、顧問及び参与をそれぞれ5人以内置くことができる。

2 顧問及び参与は、本財団に功労のあった者又は学識経験者の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。

3 顧問及び参与は、理事長の諮問に応え、理事長に対して意見を述べることができる。

4 顧問及び参与は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、評議員会の決議を経て、別に定める。

第5章 理事会

(構 成)

第37条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第38条 理事会は、法令及びこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

(1) 本財団の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長、常務理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務の決定を理事に委任することができない。

(1) 重要な財産の処分及び譲受け

- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 本財団の業務の適正を確保するための体制の整備

(種類及び開催)

第39条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会とする。

2 定例理事会は、事業年度毎に3月及び9月に開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から理事長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会招集の請求があったとき。
- (3) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集が発せられない場合に、その請求をした理事が招集するとき。
- (4) 第32条第5号の規定により、監事から理事長に対し、理事会の招集の請求があったとき、又は、同条第6号の規定により監事が理事会を招集するとき。

(招 集)

第40条 理事会は、前条第3項第3号の規定により理事が招集する場合又は第4号後段の規定により監事が招集する場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段の規定による請求があったときは、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集する者は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び監事に対して、理事会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の承諾があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

第41条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第42条 理事会は、この定款に別段の定めがある場合を除き、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決 議)

第43条 理事会の決議は、この定款に定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第44条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該提案について特別の利害関係を有する理事を除く者に限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会への報告の省略)

第45条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第31条第3項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第46条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない。

2 議事録が書面をもって作成されているときは、理事会に出席した理事長及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

3 議事録が電磁的記録をもって作成されているときは、法令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

(理事会規則)

第47条 理事会の運営に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則によるものとする。

第6章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第48条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条及び第15条についても適用する。

3 前2項の変更を行ったときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第49条 本財団は、評議員会において決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の決議により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめ、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第50条 本財団は、一般社団・財団法人法第202条に規定する事由及びその他法令で定めた事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第51条 本財団が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)において、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「公益法人認定法」という。)第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消の日又は当該合併の日から1か月以内に、同法第5条第17号に掲げる者に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第52条 本財団が解散等により清算するときに有する残余財産は、本財団と類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは公益法人認定法第5条第17号イからトまでに掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第7章 事務局

(設置等)

第53条 本財団の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

- 3 事務局長は、理事長が理事会の承認を経て、任免する。
- 4 前項以外の職員は、理事長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。
(備付け書類及び帳簿)

第54条 本財団の主たる事務所には、常時次に掲げる書類及び帳簿を備えておかなければならない。なお、備え置くべき期間につき法令等に定めのあるものについては、それに準拠して備え置くものとする。

- (1) 定 款
 - (2) 役員及び評議員名簿
 - (3) 事業計画書及び収支予算書等
 - (4) 事業報告書及び計算書類等
 - (5) 財産目録
 - (6) 監査報告書
 - (7) 評議員会及び理事会の議事録
 - (8) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 - (9) 役員等に対する報酬等の支給基準
 - (10) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類の閲覧については、法令の定めによるほか、理事会の決議を経て定める情報公開規則によるものとする。

第8章 補 則

(委 任)

第55条 この定款に定めるもののほか、本財団の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本財団の最初の代表理事は、北岡勝征とする。
- 3 本財団の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
江野本 啓子 鎌田 司 金田 文夫 上林 得郎 坪郷 實
徳茂 万知子 中邨 章 人見 剛 堀越 栄子 村上 順
- 4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第13条の定めにかかわらず、解散の登記の日の前日を事業の年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

別 表 基本財産（第6条関係）

基本財産は、3億円とする。

原則として、預金、国債、地方債で運用するものとする。なお、既発債を購入する場合は、会計処理の関

係で3億円を増減する場合がある。

財産種別	物 量 等
預 金	200,000,000円
投資有価証券	利付国債 100,000,000円